特定家庭用機器廃棄物の収集運搬許可について

資料　４

一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器廃棄物）の許可では、一般家庭から特定家電４品目の収集運搬ができます。

事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物は産業廃棄物となりますので、産業廃棄物収集運搬業の廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの許可が必要になります。

ただし、**小売業者からの収集運搬の委託をうけた場合に限り**、一般廃棄物の許可を用いて事業所から運ぶことができます。（特定家庭用機器再商品化法第５０条（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

ここで重要なのが、**小売業者（特定家電の販売を行うもの）から収集運搬の委託を受けている場合に限る点**です。

一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器廃棄物）の許可で、小売業者からの委託を受けずに事業所から特定家庭用機器廃棄物を運ぶ行為は、産業廃棄物収集運搬業の許可なく運ぶ無許可営業となる可能性がありますので注意してください。

特定家庭用機器再商品化法第５０条　（抜粋）

（一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第五十条　**産業廃棄物収集運搬業者**（**小売業者の委託を受けて**特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、**廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず**、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「**特定家庭用機器一般廃棄物**」という。）**の収集又は運搬の業を行うことができる。**この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

２　廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第六項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第十二項の規定は、適用しない。

３　廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の三第一項及び第十二条の五第一項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の委託（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。）については、適用しない。

４　**一般廃棄物収集運搬業者**（**小売業者の委託を受けて**特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、**廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず**、環境省令で定めるところにより、**特定家庭用機器産業廃棄物**の**収集又は運搬の業を行うことができる。**この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。